



福祉だより

パート④

臨時福祉特別給付金が支給されます

所得税等の特別減税に関連し、今年も老齢福祉年金等の受給者や65歳以上（昭和8年2月1日以前に生まれた方）の低所得の方々に、臨時福祉特別給付金が支給されます。支給を受けられる方は3月20日までに申請書の提出が必要となります。

福祉給付金

（年金・手当受給者）

1万円

●対象者

今年の2月1日（基準日）に、今年2月分のいずれかの年金または手当を受給できる方。

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金等
- ③ 遺族基礎年金等
- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 特別児童扶養手当
- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 障害児福祉手当
- ⑧ 福祉手当（経過措置分）
- ⑨ 原爆被爆者諸手当

※上記の②及び③の受給者の一部の方は、年金の種別により9年度分の町民税が課税されなかった方のみが対象となります。

※基準日に生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所中の方は支給されません。

介護福祉金

（在宅で常時介護の必要な方）

3万円

●対象者

基準日に生活保護を受けている方、または9年度分の町民税所得割が課税されなかった方で、次のいずれかに該当する方。

① 昨年の8月1日以前（6か月以上）からねたきり、または痴呆等で常時介護が必要な65歳以上の方。

② 今年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給できる方。

※本人が他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている場合、扶養者も町民税所得割が課税されなかった場合に限りです。

※基準日に、病院、診療所、老人保健施設に昨年10月31日以前から継続して入院や入所中の方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所中の方には支給されません。

※介護福祉金は、ねたきりのお年寄りなどの在宅介護の支援を目的に支給されますので、同一の方が福祉給付金や特別給付金に該当する場合でも支給されます。

特別給付金

（65歳以上で所得の少ない方）

1万円

●対象者

基準日に65歳以上で、9年度分の町民税が課税されなかった方。（本人が他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養者も町民税が課税されない場合に限りです。）

※生活保護を受けている方、福祉給付金の支給要件に該当する場合は、支給されません。

支給を受ける手続き

申請書に記入のうえ提出してください



期限 3月20日(金)

提出先 住民福祉課福祉係

(問合せ) ☎84-1211 内線156

支給時期は4月中旬の予定です